

令和2年度監査実施計画

令和2年3月30日
監査委員 決定

令和2年度における監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）については、関係法令に定めるもののほか、下記により実施する。

記

1 監査基準

「茨木市監査基準」（令和2年4月1日施行）に基づき実施する。

2 実施計画

茨木市監査基準（以下「基準」という。）第7条第1項に基づき、実施計画を定める。

実施計画を定めるに当たっては、個々の監査等に有機的な連携を持たせ、総合的に成果が上がるよう調整すると共に、監査等の実施においては、適正な本市行財政運営の確保に資するため、事務事業が予算、法令等に基づき、適正に行われているかどうか、また地方自治法（以下「法」という。）第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則りなされているかどうかについて主眼点を置き、内部統制の視点を加味し、違法、不正の指摘にとどまらず、経済性、効率性かつ有効性の観点に基づく指導にも留意するものとする。

なお、この実施計画は、必要に応じて適宜、修正するものとする。

また、他行事も併せ月ごとに調整の上、監査委員監査計画表を作成する。

(1) 財務監査

定期監査	別紙(1)のとおり	P.6
工事監査	4月以降翌年2月にかけて原則1回実施	

(2) 行政監査 別紙(2)のとおり P.7～9

(3) 財政援助団体等監査 8月下旬に実施

(4) 決算審査等 別紙(3)のとおり P.10

(5) 例月出納検査 原則として毎月27日に実施

(6) その他 監査委員が必要と認めた事項を随時に実施

(7) 監査委員監査計画表 別紙(4)のとおり

3 監査等の実施

(1) 財務監査

法第199条第1項の「財務監査」は、同条第4項の「定期監査」及び同条第5項の「随時監査」として、下記のとおり実施する。

なお、「定期監査」には、同条第2項の「行政監査」の視点を加味して実施する。

① 定期監査

(ア) 令和2年度 定期監査等実施計画表

別紙(1)のとおりとする。 P.6

(イ) 監査着眼点

財務会計事務に係る執行手続の適否に着眼点を置き、実施する。

定期監査に行政監査の視点を加味して、適法性のほか、経済性、効率性、有効性の観点からも監査を行う。

また、個々の指摘により、改善を求めるだけでなく、担当部課の改善取組や未然防止が促進できるよう、内部統制の視点から監査を行う。

(ウ) 本監査

担当部長及び課長の出席を求め、委員質疑及び講評を行う。

② 工事監査

法第199条第5項の「随時監査」として、工事監査を下記のとおり実施する。
なお、技術的な専門知識を要するため、工事技術調査業務委託を行い、技術士の助言を得て行う。

(ア) 監査対象

原則として、契約金額 2,000万円以上の市施工工事の中から抽出する。

(イ) 監査着眼点

設計、施工状況及び工事中の安全管理のほか、工事の経済性にも留意する。

(ウ) 本監査

担当部長、課長その他の関係職員の出席を求め、委員質疑及び技術士の講評を行う。

(2) 行政監査（施設監査）

(ア) 令和2年度 行政監査実施計画表

別紙(2)のとおりとする。 P.7～9

(イ) 監査着眼点

施設の管理等の事務事業に係る適法性、経済性、効率性かつ有効性の適否に着眼点を置き、以下の監査項目について実施する。

- ・施設の管理、運営
- ・備品の出納保管
- ・現金等出納関係事務
- ・薬品管理(小・中学校)

・個人情報の管理

(ウ) 本監査

施設の長、関係課の課長及びその他の職員の出席を求め、委員質疑を行う。ただし、講評は行わない。

(3) 財政援助団体等監査

法第199条第7項の規定に基づき実施する。また、当該団体等の担当課に対しては、同条第5項の「随時監査」を、併せて実施する。

(ア) 監査対象

前年度に交付された補助金等の金額が原則50万円以上の補助団体及び地方自治法施行令第140条の7で定める出資団体並びに法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものから、3団体程度を抽出する。

(イ) 監査項目

財政的援助等に係る出納その他出納に関連した事務

(ウ) 監査着眼点

補助金等については、必要性や、交付の目的に沿って適正かつ効率的に執行され、十分効果を上げているかなどに着眼点を置き、実施する。

出資金については、出資の目的等が妥当で、経営成績及び経営状況が良好であるかなどに着眼点を置き、実施する。

公の施設の指定管理については、業務が適正かつ効率的に行なわれ、十分な効果を上げているかなどに着眼点を置き、実施する。

なお、当該団体に対して、担当課が適切な指導・監督を行なっているかのほかに、団体の現金等の管理体制が適切であるかどうかや、内部統制についても留意する。

(エ) 本監査

当該団体の代表者、会計担当者等に出席を依頼するとともに、当該団体への財政的援助等を所管する部長、課長その他の関係職員の同席を求め、委員質疑及び講評を行う。

(4) 決算審査等

令和2年度 決算審査等実施計画表

別紙(3)のとおりとする。 P.10

① 決算審査

法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、決算及び証書類その他の書類について審査し、監査委員の意見を決定する。

併せて、法第241条第5項の規定に基づき、定額の資金を運用するための基金の運用状況を示す書類について審査し、監査委員の意見を決定する。

(ア) 審査対象

一般・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況
水道事業会計決算
下水道等事業会計決算

(イ) 審査着眼点

執行部課に対し関係資料の提出を求め、証憑書類及び財務諸表の計数確認、分析等を行い、計数の正否、予算執行の適法性等に着眼点を置き、実施する。

(ウ) 概要説明等

水道事業会計については、4月中旬までに「貯蔵品検査」を実施する。

水道事業会計及び下水道等事業会計については、5月の例月出納検査時に、概要を聴取する。

一般・特別会計については、7月中旬に企画財政部長その他の関係職員の出席を求め、収支状況、財政状況等の概要を聴取する。

② 健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、監査委員の意見を決定する。

(ア) 審査対象

健全化判断比率及び資金不足比率

(イ) 審査着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類の計数確認を行い、計数の正否に着眼点を置き、実施する。

(ウ) 概要説明等

一般・特別会計決算審査の概要説明と併せて聴取する。

(5) 例月出納検査

法第235条の2第1項の規定に基づき、実施する。

(ア) 検査対象

前月末日現在における歳計現金等

(イ) 検査着眼点

歳計現金等の前月末日現在における残高及び関係資料の計数が正確かどうか、また、出納事務が適正に行われているかどうかに着眼点を置き、実施する。

(ウ) 本検査

検査は、おおむね、一般会計等を午前10時から、水道事業会計を午前10時45分から、下水道等事業会計を午前11時30分から実施する。

会計室、水道部総務課及び建設部下水道総務課の関係職員の出席を求め、出納保管状況について説明を聴取したのち、委員質疑を行う。

4 監査結果報告等

(1) 財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査

① 監査の結果に関する報告書の提出及び公表

法第199条第9項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を決定し、直ちに市長等に報告（対象課あて通知）するとともに、行政監査（施設監査）にあつては直近の9月定例会市議会に、財政援助団体等監査にあつては直近の12月定例会市議会に、定期監査及び工事監査にあつては翌年度の6月定例会市議会に、報告書を提出する。公表については、当該定例会市議会終了後に行う。

(ア) 報告書

報告書に記載する内容は、監査実施時点の内容とする。

(イ) 公表

茨木市公告式条例を準用する。

② 措置の通知の公表

法第199条第14項の規定に基づく措置の通知があつたときは、それぞれの監査の結果に関する報告書を提出した定例会市議会の終了後、公表を行う。

(ア) 措置の通知

措置の通知については、期限を定め、期限内に通知がない場合は、毎年3月初旬に措置状況を文書により照会する。

(イ) 公表

茨木市公告式条例を準用する。

(2) 例月出納検査

法第235条の2第3項の規定に基づき、市長に報告（対象課あて通知）するとともに、検査の結果に関する報告書を定例会市議会に提出する。

(ア) 報告書

報告書に記載する内容は、検査実施時点の内容とする。

(イ) 公表

茨木市公告式条例を準用する。

(3) 決算審査等

審査に付された日から60日以内に、意見書を市長に提出する（茨木市監査委員条例第4条第6号）。

(4) 健全化判断比率等審査

健全化判断比率等審査意見書については、決算審査等意見書と併せて市長に提出する。

5 監査委員会議

監査委員の合議を必要とする案件があるときは、監査委員会議を開催する。

6 実施体制

監査等の担当者及び事務分担は、別途、定める。

令和 2 年度 定期監査等実施計画表
(地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査)

1 監査対象部

各部を 1 つの単位と捉え、全ての部を監査対象とし、各部内から対象課（室・局）を選定する。

1 つの部単位の考え方は、次のとおりとする。

- ・原則「各部」を 1 つの単位とする。（例：総務部、企画財政部）
- ・教育委員会 2 部は「教育委員会事務局」として 1 つの単位として取扱うが、各部から少なくとも 1 課は対象課として選定する。
- ・「市議会事務局、行政委員会事務局（教育委員会を除く）、会計室」を合わせて 1 つの単位として取扱う。

2 予備監査期間、復命日及び本監査日については、下記のとおりとする。

なお、本監査には、担当部長及び課長の出席を求める。

回数	予備監査期間	復命日	本監査日
1	8 月 25 日 (火) ~ 10 月 2 日 (金)	10 月 5 日 (月)、6 日 (火)	10 月 6 日 (火)
2	10 月 7 日 (水) ~ 11 月 16 日 (月)	11 月 17 日 (火)、18 日 (水)	11 月 18 日 (水)
3	11 月 19 日 (木) ~ 1 月 6 日 (水)	1 月 7 日 (木)、8 日 (金)	1 月 8 日 (金)
4	1 月 12 日 (火) ~ 2 月 17 日 (水)	2 月 18 日 (木)、19 日 (金)	2 月 19 日 (金)

3 監査項目

- ・歳入 対象課（室・局）に係る歳入の中から、項目を抽出する。
- ・歳出 おおむね下記の節（細節）の中から、項目を抽出する。
報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費）、役務費（手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金補助及び交付金
- ・その他 各課固有の財務に関する事務

令和2年度 行政監査実施計画表
 (地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査)

① 監査対象施設及び監査期間については、下記のとおりとする。

回数	監査対象施設	監査期間	
		予備監査	本監査日
1	こども育成部 保育幼稚園総務課 〔保育所〕 総持寺 〔待機児童保育室〕 あゆみ 〔認定こども園幼稚園〕 西、水尾	4.10(金)～4.27(月)	4.28(火)
2	教育総務部 教育政策課 施設課 〔小学校〕清溪、大池 東奈良 〔中学校〕南、西陵、 北陵 市民文化部 スポーツ推進課 南市民体育館 人権・男女共生課 豊川いのち・愛・ゆめセンター	5.7(木)～5.25(月)	5.26(火) 及び 5.28(木)

② 監査項目

施設の管理等の事務事業に係る適法性、経済性、効率性かつ有効性の適否に着眼点を置き、監査項目ごとに以下の点に留意する。

・施設の管理、運営

1. 法令で定められている点検、検査等は適正に行われているか。また、不良箇所について、修理、交換等が行われているか。
2. 屋内施設、屋外運動場等の安全管理は適切に行われているか。
3. 水道設備、プール等の衛生管理は良好か。
4. 防災対策は適切に行われているか。
5. A E Dの日常点検、検査等は適切に行われているか。

・備品の出納保管

1. 備品台帳の記帳整備は適正に行われているか。
2. 備品台帳と保管備品の数量は一致するか。
3. 使用不能あるいは使用見込みのない物品を保管していないか。

・現金等出納関係事務

1. 現金、郵券類（切手、はがき）及びタクシーチケット等（以下「現金等」という。）の保管は適切に行われているか。
2. 現金等の受払簿の記帳は適正で、保管数量と一致するか。
3. 現金等の管理体制が整えられ、チェックが行われているか。

・薬品管理(小・中学校)

1. 薬品の管理は適切に行われているか。
2. 薬品台帳の記帳は適正で、保存残量と一致するか。
3. 使用見込みのない薬品を保管していないか。

・個人情報の管理

1. 個人情報の管理（HDD、USB等）は適切に行われているか。
2. 個人情報の管理体制が整えられ、チェックが行われているか。

③ 本監査

施設の長、関係課の課長及びその他の職員の出席を求める。

〈 第1回 〉 幼稚園等 [4月28日 (火)]

実施日時		1 班	2 班
		識見監査委員 議選監査委員 事務局職員	識見監査委員 議選監査委員 事務局職員
28日	13:00 出発	認定こども園西幼稚園 総持寺保育所	認定こども園水尾幼稚園 待機児童保育室あゆみ
計		幼1 保1	幼1 保1

〈 第2回 〉 学校 [5月26日 (火) ・ 28日 (木)]

実施日時		1 班	2 班
		識見監査委員 議選監査委員 事務局職員	識見監査委員 議選監査委員 事務局職員
26日	9:30 出発	南中学校	西陵中学校
	13:00 出発	清溪小学校	北陵中学校
28日	9:30 出発	東奈良小学校	大池小学校
	13:00 出発	豊川いのち・愛・ゆめセンター	南市民体育館
計		小2 中1 他1	小1 中2 他1

令和2年度 決算審査等実施計画表

	一般・特別会計決算等審査	水道事業会計、 下水道等事業会計 決算審査	健全化判断比率審査 資金不足比率審査
4月10日		・貯蔵品検査	
5月27日		・決算概要説明 〈例月時〉	
6月29日 (午後)		・意見書(案)検討	
7月上旬		・意見書決定	
7月17日 (午後)	・決算概要説明 〈企画財政部(財政課)〉 ・意見書(案)の検討①		・健全化判断比率等 概要説明 〈企画財政部(財政課)〉 ・意見書(案)の検討①
7月27日 (午後)	・意見書(案)の検討②		・意見書(案)の検討②
8月上旬	・意見書決定		・意見書決定
8月20日 (午前)	・市長等へ意見書手交	・市長等へ意見書手交	・市長等へ意見書手交

監査委員監査計画表(4月)

		来庁時刻	午 前	午 後	備 考
1	水				
2	木				
3	金				
4	土				
5	日				
6	月				
7	火				
8	水				
9	木				
10	金	9:20	水道事業会計貯蔵品検査		
11	土				
12	日				
13	月				
14	火				
15	水				
16	木	12:30		北大阪都市監査委員会総会・研修会(池田市)	
17	金				
18	土				
19	日				
20	月				
21	火		監査委員特別セミナー(千葉市)		議選監査委員
22	水				
23	木				
24	金				
25	土				
26	日				
27	月	12:00		大阪府都市監査委員会総会・研修会(大阪狭山市)	
28	火	9:20	令和元年度監査結果市長手交例月出納検査	第1回行政監査(幼稚園等)	
29	水				昭和の日
30	木				

〔監査計画全般について〕

- ※ 監査委員の合議が必要なときは、随時、監査委員会議を開催します。
- ※ 工事監査を1回予定しています。
- ※ 住民監査請求があったときは、受理決定、陳述及び監査結果決定を行います。

監査委員監査計画表（5月）

		来庁時刻	午 前	午 後	備 考
1	金				
2	土				
3	日				憲法記念日
4	月				みどりの日
5	火				こどもの日
6	水				振替休日
7	木				
8	金				
9	土				
10	日				
11	月				
12	火				
13	水				
14	木				
15	金				
16	土				
17	日				
18	月				
19	火				
20	水				
21	木				
22	金				
23	土				
24	日				
25	月				
26	火	9:20	第2回行政監査(小・中・施設)	第2回行政監査(小・中・施設)	
27	水	8:50	例月出納検査 公営企業会計決算概要説明		
28	木	9:20	第2回行政監査(小・中・施設)	第2回行政監査(小・中・施設)	
29	金	10:50		近畿地区都市監査委員会総会・ 研修会（甲賀市）	
30	土				
31	日				

監査委員監査計画表（6月）

		来庁時刻	午 前	午 後	備 考
1	月				
2	火				
3	水				
4	木				
5	金				
6	土				
7	日				
8	月				
9	火				
10	水				
11	木				
12	金				
13	土				
14	日				
15	月				
16	火				
17	水				
18	木				
19	金				
20	土				
21	日				
22	月				
23	火				
24	水				
25	木				
26	金				
27	土				
28	日				
29	月	9:50	例月出納検査	公営企業会計決算審査意見書委員検討	
30	火				

※ 定例市議会の関係で日程を変更する場合があります。

監査委員監査計画表（7月）

		来庁時刻	午 前	午 後	備 考
1	水				
2	木				
3	金				
4	土				
5	日				
6	月				
7	火				
8	水				
9	木				
10	金				
11	土				
12	日				
13	月				
14	火				
15	水				
16	木				
17	金	12:50		一般・特別会計等決算・財政健全化判断比率等概要説明、審査意見書委員検討	
18	土				
19	日				
20	月				
21	火				
22	水				
23	木				海の日
24	金				スポーツの日
25	土				
26	日				
27	月	9:50	例月出納検査	一般・特別会計等決算・財政健全化判断比率等審査意見書委員検討	
28	火				
29	水				
30	木				
31	金				

監査委員監査計画表（8月）

		来庁時刻	午 前	午 後	備 考
1	土				
2	日				
3	月				
4	火				
5	水				
6	木				
7	金				
8	土				
9	日				
10	月				山の日
11	火				
12	水				
13	木				
14	金				
15	土				
16	日				
17	月				
18	火				
19	水				
20	木	9:50	一般会計等決算審査意見書等の 市長、議長手交		
21	金	9:50	財政援助団体等監査 復命	財政援助団体等監査 復命	
22	土				
23	日				
24	月	9:50	財政援助団体等監査 本監査	財政援助団体等監査 本監査	
25	火				
26	水				
27	木		全国都市監査委員会総会・研修会（広島市）		代表監査委員
28	金				
29	土				
30	日				
31	月	9:50	例月出納検査		

監査委員監査計画表（9月）

		来庁時刻	午 前	午 後	備 考
1	火				
2	水				
3	木				
4	金				
5	土				
6	日				
7	月				
8	火				
9	水				
10	木				
11	金				
12	土				
13	日				
14	月				
15	火				
16	水				
17	木				
18	金				
19	土				
20	日				
21	月				敬老の日
22	火				秋分の日
23	水				
24	木				
25	金				
26	土				
27	日				
28	月	9:50	例月出納検査		
29	火				
30	水				

※ 定例市議会の関係で日程を変更する場合があります。

監査委員監査計画表（10月）

		来庁時刻	午 前	午 後	備 考
1	木				
2	金				
3	土				
4	日				
5	月	9:50	第1回定期監査 復命	第1回定期監査 復命	
6	火	9:50	第1回定期監査 復命	第1回定期監査 本監査	
7	水				
8	木				
9	金				
10	土				
11	日				
12	月				
13	火				
14	水				
15	木				
16	金				
17	土				
18	日				
19	月				
20	火				
21	水				
22	木				
23	金				
24	土				
25	日				
26	月				
27	火	9:50	例月出納検査	工事監査	
28	水				
29	木				
30	金				
31	土				

監査委員監査計画表（11月）

		来庁時刻	午 前	午 後	備 考
1	日				
2	月				
3	火				文化の日
4	水				
5	木				
6	金				
7	土				
8	日				
9	月				
10	火				
11	水				
12	木				
13	金				
14	土				
15	日				
16	月				
17	火	9:50	第2回定期監査 復命	第2回定期監査 復命	
18	水	9:50	第2回定期監査 復命	第2回定期監査 本監査	
19	木				
20	金				
21	土				
22	日				
23	月				勤労感謝の日
24	火				
25	水				
26	木				
27	金	9:50	例月出納検査		
28	土				
29	日				
30	月				

監査委員監査計画表（12月）

		来庁時刻	午 前	午 後	備 考
1	火				
2	水				
3	木				
4	金				
5	土				
6	日				
7	月				
8	火				
9	水				
10	木				
11	金				
12	土				
13	日				
14	月				
15	火				
16	水				
17	木				
18	金				
19	土				
20	日				
21	月				
22	火				
23	水				
24	木				
25	金				
26	土				
27	日				
28	月	9:50	例月出納検査		
29	火				(年末年始休日)
30	水				〃
31	木				〃

※ 定例市議会の関係で日程を変更する場合があります。

監査委員監査計画表（1月）

		来庁時刻	午 前	午 後	備 考
1	金				元旦
2	土				(年末年始休日)
3	日				〃
4	月				
5	火				
6	水				
7	木	9:50	第3回定期監査 復命	第3回定期監査 復命	
8	金	9:50	第3回定期監査 復命	第3回定期監査 本監査	
9	土				
10	日				
11	月				成人の日
12	火				
13	水				
14	木				
15	金				
16	土				
17	日				
18	月				
19	火				
20	水				
21	木				
22	金				
23	土				
24	日				
25	月				
26	火				
27	水	9:50	例月出納検査		
28	木				
29	金				
30	土				
31	日				

監査委員監査計画表（2月）

		来庁時刻	午 前	午 後	備 考
1	月				
2	火				
3	水				
4	木				
5	金				
6	土				
7	日				
8	月				
9	火				
10	水				
11	木				建国記念の日
12	金	9:50	監査委員事務引継		
13	土				
14	日				
15	月				
16	火				
17	水				
18	木	9:50	第4回定期監査 復命	第4回定期監査 復命	
19	金	9:50	第4回定期監査 復命	第4回定期監査 本監査	
20	土				
21	日				
22	月				
23	火				天皇誕生日
24	水				
25	木				
26	金	9:50	例月出納検査		
27	土				
28	日				

監査委員監査計画表（3月）

		来庁時刻	午 前	午 後	備 考
1	月				
2	火				
3	水				
4	木				
5	金				
6	土				
7	日				
8	月				
9	火				
10	水				
11	木				
12	金				
13	土				
14	日				
15	月				
16	火				
17	水				
18	木				
19	金				
20	土				春分の日
21	日				
22	月				
23	火				
24	水				
25	木				
26	金				
27	土				
28	日				
29	月	9:50	例月出納検査	令和2年度監査結果報告書検討 令和3年度監査実施計画策定	
30	火				
31	水				

※ 定例市議会の関係で日程を変更する場合があります。